

令和元年12月2日 招集

令和元年門真市教育委員会第1回臨時会

議 案 書

門真市教育委員会



## 議事日程

門真市教育委員会第1回臨時会  
令和元年12月2日（金）午後2時  
本館2階大会議室

| 日 程 | 事件番号   | 件 名   | ページ |
|-----|--------|---|-----|
| 第1  |        | 会議録署名委員の指名                                      | —   |
| 第2  |        | 会期の決定   | —   |
| 第3  | 議案第34号 | 令和元年門真市議会議案第59号「門真市事務分掌条例の全部改正について」に関する意見聴取について | 1   |

## 議案第34号

令和元年門真市議会議案第59号「門真市事務分掌条例の全部改正について」に関する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第2項の規定により、門真市議会議長から門真市事務分掌条例を次のとおり全部改正するにあたり意見聴取があり、同意するにつき、門真市教育委員会の議決を求める。

令和元年12月2日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

## 提案理由

令和元年4月1日付け機構改革の実施に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条2項の規定に基づく意見聴取について回答するにつき、本案を提出するものである。



門 議 第 3 2 4 号  
令 和 元 年 1 1 月 2 8 日

門真市教育委員会教育長  
久木元 秀平 様

門真市議会議員 内海 武  


議案第59号「門真市事務分掌条例の全部改正について」に関する意見聴取について

「門真市事務分掌条例の全部改正について」の議決をする前に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

## 門真市事務分掌条例

門真市事務分掌条例（平成28年門真市条例第31号）の全部を改正する。

（部の設置）

**第1条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部を置く。

- (1) 企画財政部
- (2) 総務部
- (3) 市民文化部
- (4) 保健福祉部
- (5) こども部
- (6) まちづくり部
- (7) 環境水道部

（企画財政部の分掌事務）

**第2条** 企画財政部における分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 秘書に関すること。
- (2) 市政の総合計画及び総合調整に関すること。
- (3) 広域行政に関すること。
- (4) 行政組織に関すること。
- (5) 行政能率及び事務の改善に関すること。
- (6) 市有施設、土地等の整備及び管理に係る総合調整に関すること。
- (7) 行財政改革の推進に関すること。
- (8) 財政に関すること。
- (9) 広報に関すること。
- (10) 情報化政策及び電子自治体の推進に関すること。

（総務部の分掌事務）

**第3条** 総務部における分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 議会、文書及び法規に関すること。
- (2) 情報公開に関すること。
- (3) 公正な職務の執行の推進に関すること。

- (4) 工事検査及び物品の調達に関すること。
- (5) 建設工事の請負契約及び契約の総合調整に関すること。
- (6) 職員の人事、給与及び厚生に関すること。
- (7) 公有財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (8) 統計に関すること。
- (9) 危機管理、防災及び防犯に関すること。
- (10) 市税の賦課徴収に関すること。
- (11) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料（第5条第8号において「保険料」という。）の徴収に関すること。
- (12) 他の部の所管に属しないこと。

（市民文化部の分掌事務）

**第4条** 市民文化部における分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域活動の振興に関すること。
- (2) 公民協働に関すること。
- (3) 産業振興及び労働に関すること。
- (4) 消費生活に関すること。
- (5) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。
- (6) 国民年金に関すること。
- (7) 人権及び同和問題並びに男女共同参画に関すること。
- (8) 広聴に関すること。
- (9) 生涯学習に関すること。
- (10) 青少年に関すること。
- (11) 文化（文化財の保護に関することを含む。）及び芸術の推進に関すること。
- (12) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

（保健福祉部の分掌事務）

**第5条** 保健福祉部における分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 保健及び福祉に係る計画及び調整に関すること。
- (2) 地域福祉に関すること。
- (3) 健康増進に関すること。
- (4) 健康及び福祉の増進に係る施設に関すること。

- (5) 生活保護に関すること。
- (6) 障がい者（児）福祉に関すること。
- (7) 高齢者福祉に関すること。
- (8) 国民健康保険及び高齢者医療（保険料の徴収に関することを除く。）に関すること。

（こども部の分掌事務）

**第6条** こども部における分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 子どもに係る計画及び調整に関すること。
- (2) 子育て支援に関すること。
- (3) 児童福祉に関すること。
- (4) ひとり親家庭の支援に関すること。

（まちづくり部の分掌事務）

**第7条** まちづくり部における分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) まちづくりに係る計画及び調整に関すること。
- (2) 住宅政策に関すること。
- (3) 地域整備に関すること。
- (4) 交通政策に関すること。
- (5) 道路、河川及び排水路に関すること。
- (6) 公園及び緑化推進に関すること。
- (7) 市有建築物の営繕に関すること。
- (8) 建築指導及び開発指導に関すること。

（環境水道部の分掌事務）

**第8条** 環境水道部における分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 環境に係る計画及び調整に関すること。
- (2) 環境の保全及び衛生に関すること。
- (3) 再生資源の利用の促進及び資源保護に関すること。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。

（臨時又は特別の組織の事務分掌）

**第9条** 市長は、臨時又は特別の事務又は事業のために必要があると認めるときは、前各条の規定にかかわらず、別に事務分掌を設けることができる。



(委任)

**第10条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(門真市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

2 門真市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| (組織)<br><b>第3条</b> 法第7条ただし書の規定により、 <u>水道事業及び公共下水道事業に管理者を置かないものとする。</u>                 | (組織)<br><b>第3条</b> 法第7条ただし書の規定により、 <u>水道事業及び公共下水道事業を通じて上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)1人を置く。</u> |
| 2 法第14条の規定により、 <u>水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため環境水道部を置く。</u> | 2 法第14条の規定により、 <u>管理者の権限に属する事務を処理させるため上下水道局を置く。</u>                                     |

(門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正)

3 門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例(平成28年門真市条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、次に掲げるものとする。</p>  | <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定により市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、文化に関すること（文化財に関することを除く。）とする。</p> |
| <p>(1) 門真市立図書館（分館を含む。）、門真市立公民館、門真市立文化会館、門真市立歴史資料館、門真市立青少年活動センター及び門真市立生涯学習センター（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。</p> | <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> |
| <p>(2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。</p>   | <p>_____</p> <p>_____</p>   |
| <p>(3) 文化に関すること（文化財の保護に関することを含む。）。</p>   | <p>_____</p> <p>_____</p>   |

（門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に前項の規定による改正後の門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例（以下「新条例」という。）本則に規定する事務に関し門真市教育委員会（以下「委員会」という。）がした許可、承認その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長がしたものとみなす。

5 施行日前に新条例本則に規定する事務に関し委員会に対してされた申請、届出そ

の他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長に対してされたものとみなす。